

「新設」の幼保連携型認定こども園の検討すべき事項と芦屋市の現状

資料7-1

		幼稚園の基準		保育所の基準	
		資料5-1より再掲	芦屋市の現状(※)	資料5-1より再掲	芦屋市の現状(※)
職員 関係	職員の種類	○必置職員 ・園長 ・主幹教諭・指導教諭・教諭 ・学校医・歯科医・薬剤師 ○置くよう努める職員 ・養護教諭、事務職員等	・園長 ・教諭 ・学校医・歯科医・薬剤師 ・養護員(嘱託) ・校務員	○必置職員 ・保育士 ・嘱託医 ・調理員 (調理業務全委託の場合を除く)	・所長 ・副所長 ・保育士 ・調理員 ・用務員 ・保健師又は看護師
	施設長の資格	・教諭免許状及び5年の教育職経験等 ・同等の資質を有する者	・左記のとおり	・規定なし(運営費の基準あり)	・左記のとおり
	教育・保育に従事する 職員の資格	・幼稚園教諭免許状  【現行幼保連携型の特例】 ※保育士の資格を有する助教諭も可	・幼稚園教諭免許状	・保育士  【現行幼保連携型の特例】 ※満3歳以上の長時間利用児につき保育士の確保が困難なときは、知事の承認する幼稚園教諭も可(3～6年間)	・保育士
	学級編成 配置基準	3歳以上児 ・学級を編成 ・1学級当たり幼児数は、原則35人以下 ・学級担任は専任の主幹教諭・指導教諭・教諭(専任の副園長・教頭等も可)	・学級を編成 [1学級当たり幼児数] ・4歳児30人以下、5歳児35人以下 ・学級担任は専任の教諭	・4・5歳児 30人につき1人 ・3歳児 20人につき1人 【現行幼保連携型の特例】 ※短時間利用児:35人につき1人	[公立・私立共通] ・4・5歳児 20人につき1人 ・3歳児 15人につき1人
	0～2歳児	-	-	・1・2歳児 6人につき1人 ・乳児 3人につき1人	[公立・私立共通] ・1・2歳児 5人につき1人 ・乳児 3人につき1人
	その他	(専任の教員が原則)		・常時2人以上 ・以下の条件で短時間勤務の保育士を必要数に算入可(通知) ・各組・グループにつき常勤保育士1人 ・常勤換算の勤務時間の確保	・加配保育士:各1人 ・フリー保育士 定員60人以下(2保育所):各1人 定員61人以上(4保育所):各2人 ・延長保育アルバイト保育士 定員60人以下(2保育所):各1人
設備 関係	位置	・教育上適切で通園の際安全な環境	・おおむね徒歩で通える場所に配置	-	-
	設備の種類	保育室等 ・保育室・遊戯室(兼用可)  ・職員室・保健室(兼用可) ・便所 ・飲料水用設備 ・手洗用設備・足洗用設備  【現行幼保連携型の特例】 ※職員室の機能が担えれば兼用可(通知)	・保育室 ・遊戯室  ・左記のとおり設置	・保育室又は遊戯室(満2歳以上) ・ほふく室(満2歳未満:ほふくする者)又は乳児室(満2歳未満:ほふくしない者) ・医務室(満2歳未満) ・便所	・保育室 ・遊戯室 ・共同保育室  ・保健室 ・便所 ・職員室

		幼稚園の基準		保育所の基準		
		資料5-1より再掲	芦屋市の現状(※)	資料5-1より再掲	芦屋市の現状(※)	
設備 関係 (続き)	設備の種類 (続き)	運動場 屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場</li> <li>・園舎と運動場は同一敷地内又は隣接地</li> </ul> <p>【現行幼保連携型の特例】 適正な運営に実績を有する既存施設から移行する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付近の適当な場所で代替可(通知)</li> <li>・屋上(一定の場合)を含む取扱い可(通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場(園舎と同一敷地内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外遊戯場(2歳以上児を入所させる場合)</li> <li>・付近の適当な場所で代替可。ただし、以下の要件(通知) <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時・移動時の安全確保</li> <li>・所有者等が信用力の高い主体</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭(運動場)</li> </ul>
		調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 備えるよう努める設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室</li> <li>・満3歳以上児の給食の外部搬入(発達段階・健康状態・アレルギーへの対応等の要件あり)の場合は、自園で必要な加熱、保存等に必要調理機能設備を備えた調理室で可</li> </ul> <p>【構造改革特別区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所については、特区認定を受けた場合のみ、満3歳未満児の給食の外部搬入可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[公立・私立共通] <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食室</li> <li>・調乳室(0歳児の場合)</li> </ul> </li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 備えるよう努める設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送聴取設備</li> <li>・映写設備</li> <li>・水遊び場</li> <li>・幼児清浄用設備</li> <li>・図書室</li> <li>・会議室</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記のとおり設置</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール設備</li> </ul>
	面積基準	園舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>[園舎] <ul style="list-style-type: none"> <li>1学級 180㎡</li> <li>2学級 320㎡</li> <li>3学級以上 1学級につき+100㎡</li> </ul> </li> </ul> <p>【現行幼保連携型の特例】 ※適正な運営が確保された既存施設から移行する場合、保育所の保育室・遊戯室の面積基準を満たしていれば可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料7-2参照</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料7-2参照</li> </ul>

		幼稚園の基準		保育所の基準		
		資料5-1より再掲	芦屋市の現状(※)	資料5-1より再掲	芦屋市の現状(※)	
設備 関係 (続き)	面積基準 (続き)	保育室等	・保育室の数は学級数以上	・資料7-2参照	[保育室又は遊戯室] ・幼児1人につき1.98㎡ [ほふく室] ・乳幼児1人につき3.3㎡ [乳児室] ・乳幼児1人につき1.65㎡  【現行幼保連携型の特例】 ※適正な運営が確保された既存施設から移行する場合、満3歳以上児の保育室又は遊戯室について、幼稚園の園舎の面積基準を満たしていれば可	・資料7-2参照
		運動場 屋外遊戯場	[運動場] 1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ 4学級以上 1学級につき+80㎡  【現行幼保連携型の特例】 ※適正な運営が確保された既存施設から移行する場合、保育所の屋外遊戯場の面積基準を満たしていれば可	・資料7-2参照	[屋外遊戯場] ・満2歳以上児1人につき3.3㎡ ・付近の適当な場所で代替可  【現行幼保連携型の特例】 ※適正な運営が確保された既存施設から移行する場合、満3歳以上児に係る幼稚園の運動場の面積基準と満2歳児に係る保育所の屋外遊戯場の面積基準の合計を満たしていれば可	・資料7-2参照
	他の施設設備の使用	・教育上・安全上支障ない場合は可	・なし	・併設社会福祉施設の設備の共用可(保育室は除く) ・合築・併設・同一敷地の学校の給食施設の共用可(通知)	・なし	
	保育室設置階 耐火条件等	・園舎は2階建て以下 ・保育室・遊戯室・便所は1階に設置(園舎が耐火建築物で退避施設を備える場合は、2階に設置可)  【現行幼保連携型の特例】 ※適正な運営が確保された既存施設から移行する場合、保育所の基準を満たしていれば、3階以上に保育室等を設置可	・左記のとおり設置	・保育室等の3階以上の設置可 ・居室を2階以上に置く場合は、建築基準関係法令の上乗せの耐火・防災の基準あり	・左記のとおり設置	

※ 私立については各施設の特徴があるため、特記した項目以外はすべて公立施設の現状を記載した。